

津和野町 AI オンデマンド交通導入に向けたモビリティ組織組成事業支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

本公募型プロポーザルは、令和8年度6月補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、令和8年度6月補正予算の成立を前提に行う行為となります。したがって、本業務委託における予算の不成立となった場合には、本公募型プロポーザルによる業務委託契約を締結することなく、本業務委託を中止する場合があることをあらかじめご了承ください。この場合、プロポーザルから本業務委託中止までに要した費用については、津和野町に請求することはできず、企画提案者の負担となりますのでご了承ください。

## 1. 業務の概要

### (1) 業務の名称

津和野町 AI オンデマンド交通導入に向けたモビリティ組織組成事業支援業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務の内容

別紙「津和野町 AI オンデマンド交通導入に向けたモビリティ組織組成事業支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月12日（金）まで

### (4) 業務費上限額

7,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 2. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書提出日において、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 本町から指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (7) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日までに完了した業務）において、本業務と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること。

### 3. 実施スケジュール予定

手続き等	期間等
1. 公告	令和8年5月27日(水)
2. 質問の受付	令和8年6月3日(水) 正午まで
3. 質問の回答	令和8年6月5日(金)
4. 参加表明書等提出期限	令和8年6月10日(水) 正午まで
5. 企画提案書等提出期限	令和8年6月24日(水) 正午まで
6. 提案内容の審査(予定)日	令和8年6月下旬を予定
7. 審査結果通知	令和8年7月上旬を予定
8. 契約締結	令和8年7月上旬を予定

### 4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書(様式第7号)
- (2) 提出期限 令和8年6月3日(水) 正午まで
- (3) 提出方法 電子メール  
件名を「津和野町モビリティ組織組成事業支援業務に係る質問」としてください。  
なお、電話及び口頭による質問には回答しません。
- (4) 回答方法 町のホームページで公表します。
- (5) 提出先 津和野町つわの暮らし推進課  
メール: t-kurashi@town.tsuwano.lg.jp

### 5. 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類
  - ① 参加表明書(様式第1号)
  - ② 誓約書(様式第2号)
  - ③ 会社概要書(様式第3号)
  - ④ 実績調書(様式第4号)
  - ⑤ 業務実施及び連絡体制表(任意様式)本業務を実施するに当たり、管理技術者及び主任担当者を必ず明記し、本業務に携わる全ての者の過去5年間の関連業務実績及び保有資格等を記載してください。
- (2) 提出期限 令和8年6月10日(水) 正午まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)とします。ただし、郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付してください。
- (4) 提出先 〒699-5292  
島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18  
津和野町つわの暮らし推進課

## 6. 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

① 企画提案書表紙（様式第5号）

② 企画提案書（任意様式）

ア. 企画提案書

イ. 業務実施スケジュール

(a) 企画提案書の様式は原則としてA4判用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上としてください。必要に応じて、A4判横、A3判横の使用を認めます。A3判の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにしてください。

(b) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ってください。なお、企画提案書は両面で20枚以内（企画提案書表紙を除く。）としてください。

(c) 使用言語は日本語とします。ただし、専門用語は除きます。

(d) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮してください。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけてください。なお、企画提案書の記載内容は、「仕様書 4. 業務内容」の順に記載してください。

③ 見積書（任意様式）

※「仕様書 4. 業務内容」に基づいて内訳が分かるように作成してください。

(2) 提出期限 令和8年6月24日（水）正午まで

(3) 提出部数 正本1部、副本6部

(①～③の順番にクリップで留めること)

(4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）とします。ただし、郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付してください。

(5) 提出先 〒699-5292

島根県鹿足郡津和野町枕瀬 218 番地 18

津和野町つわの暮らし推進課

(6) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第6号）により届け出てください。

## 7. 契約候補者の選定方法

「津和野町 AI オンデマンド交通導入に向けたモビリティ組織組成事業支援業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、契約候補者を選定します。

プロポーザルの審査は、別紙「審査基準表」により採点（100点満点）し、合計点数が最高得点を得た者を第1優先契約候補者として選定します。（次点者も決定します。）

なお、最高得点を得た者が2者以上のときは、見積価格の低い者を契約候補者として決定します。

## 8. プレゼンテーション及び審査の実施

- (1) 審査日 令和8年6月下旬

※実施日時等の詳細は、個別に電子メールにて連絡します。

- (2) 審査方法

提案内容については、以下のとおり対面でのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、総合的に評価します。

- (3) プレゼンテーション及びヒアリングについて

- ① プレゼンテーション及びヒアリング時間

1事業者につき40分（提案30分、質疑応答10分）

- ② 提案者出席人数

2名以内までとし、業務実施及び連絡体制表（任意様式）に記載する管理技術者、もしくは主任担当者となる方が、必ず1名出席してください。

- ③ 提案内容

「8. 企画提案書等の提出（1）提出書類 ② イ. 企画提案書」にある内容のみをプレゼンテーションしてください。

提案内容をパワーポイント等において表現する場合には、HDMI出力が可能なPC等を持参してください。プロジェクター及びスクリーン、HDMIケーブル等は町で用意します。

- (4) 審査結果の公表等

審査結果については、町ホームページにおいて公表します。この場合において参加者の名称については、第1優先契約候補者のみ公表します。

また、審査結果は、後日速やかに参加者全員に文書にて通知します。なお、審査結果や選定内容に対する異議申し立ては一切受け付けません。

## 9. 応募者の失格事項

本プロポーザルの参加者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その参加者を失格とします。

- (1) 本要領を遵守しない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合や、重要な事実について記載しなかった場合。
- (3) 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (4) その他失格事項に相当するものと本町が判断した場合。

## 10. 契約の締結

- (1) 第1優先契約候補者は町と契約に向けた協議を行い、協議が整い次第、契約を締結します。

なお、町は提案内容を尊重しながら、内容の変更を求めることができます。

- (2) 第1優先契約候補者に選定された参加者に次に掲げる事項が生じたときは、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約についての協議等を行ったうえで、契約を締結するものとします。

- ① 契約の締結を辞退したとき
  - ② 契約締結時まで「4. 参加資格」の参加資格要件を欠いていることが判明したとき
  - ③ 契約締結時まで「10. 応募者の失格事項」の失格事項に該当していることが判明したとき
  - ④ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
- (3) 参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結します。
- (4) 契約の締結については、プロポーザルにより選定された第1優先契約候補者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号により随意契約(契約を締結した事業者を「受託者」という。)を締結します。
- なお、契約等に関する事務手続きは、町の条例及び規則等の定めるところによるものとします。
- (5) 契約締結まで発生する契約候補者の費用負担については、町は一切補償しません。

## 11. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めません。ただし、やむを得ない理由により修正及び変更が生じた場合で、町が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (3) 提出された書類は、一切返却しません。なお、提出された書類は、この提案以外の目的では使用しません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルの参加を無効とします。
- (5) 企画提案書等は、業者選考業務等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (6) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合があります。

## 12. 問い合わせ先

〒699-5292

島根県鹿足郡津和野町枕瀬 218 番地 18

津和野町つわの暮らし推進課

T E L : 0 8 5 6 - 7 4 - 0 0 9 2 (直通)

F A X : 0 8 5 6 - 7 4 - 0 0 0 2

M A I L : t-kurashi@town.tsuwano.lg.jp